様式第２号（第６条関係）

人材投資促進事業補助金交付決定・却下通知書

塩商発第　号

令和　年　月　日

申請者

　　　　　　　　　　　　　　様

令和　　年　　月　　日付けで申請のありました人材投資促進事業補助金について、次のとおり決定します。

　　塩尻商工会議所　　会頭　中島　芳郎

１　決定の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の種類 |  |
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 補助金交付の条件 | 1. 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。 2. 申請書に記載した事項に重大な変更が生じた場合又は当該補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、人材投資促進事業変更・中止・廃止届出書を会頭に提出すること。 3. 当該補助事業が完了したときは、速やかに人材投資促進事業実績報告書を会頭に提出すること。 |

２　却下の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 却下理由 |  |